

開 会 午後0時59分

●熊谷誠一委員長 ただいまから、文教委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは欠席する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

市立学校における特別な教育的支援の一層の充実及びハラスメント対応の強化についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●山根教育長 教育委員会からの説明に先立ちまして一言、私から申し上げたいと思います。

本年7月に処分を公表いたしました、小学校の特別支援学級の教諭による児童への体罰、不適切指導及び同僚教諭に対するパワーハラスメント事案、これにつきましては、当該被処分者のみの問題ではなく、教育委員会として対応が不十分であった点もあり、大変重く受け止めているところでございます。このようなことが繰り返されることのないよう、再発防止に全力を尽くす所存でございます。

本事案を踏まえまして、教育委員会が取り組む特別な教育的支援の一層の充実及びハラスメント対応の強化、これにつきましては、お手元の資料に基づき、児童生徒担当部長よりご説明を申し上げます。

●喜多山児童生徒担当部長 私から、市立学校における特別な教育的支援の一層の充実及びハラスメント対応の強化について、お手元に配付しております横置きカラーの資料を基に、ご説明をさせていただきます。

初めに、1 対応の経緯についてでございますが、今般、市立小学校の特別支援学級における不適切指導等に伴う学校職員の懲戒処分を行った事案が発生いたしました。

事案の概要につきましては、米印の参考の記載をご覧ください。

当該教諭は、2016年度から2023年度までの期間

に、複数の児童に対し、体罰や不適切な指導を行うとともに、同僚教諭に対してパワーハラスメントを行った事案となります。また、当該教諭でございますが、本年2025年7月11日に停職6月の懲戒処分を受けまして、同日付で退職しております。

資料上段、2行目に戻りますが、当該の事案は、弁護士の調査報告書において、体罰、不適切指導に関しては、教諭の厳しい言動が複数の児童の不登校につながったこと、管理職の特別支援教育への指導・助言が十分できていなかったこと、パワーハラスメントに関しては、管理職のハラスメント防止に対する意識が十分ではなかったこと、ハラスメントが起きた場合における対応体制が十分ではなかったことなどの課題について、ご指摘をいただいたところでございます。

こうしたご指摘を踏まえまして、今後、体罰、不適切な指導、パワーハラスメントが繰り返されることがないよう、特別な教育的支援の一層の充実と学校現場におけるハラスメント対応の強化を行ってまいります。

次に、今後に向けた方策について、ご説明させていただきます。

今後に向けた方策の中の文頭に、現在の取組を強化していくものは黄色、新規に取組を進めるものは、赤色でお示ししております。

2 特別な教育的支援の一層の充実についてご覧ください。

まず初めに、今後の学校が目指す姿としまして、子どもに関わる全ての教職員が、人間尊重の意識を強くもち、安心・安全な学校・学級の風土を醸成するとともに、特別な教育的支援が必要な子どもに対しては、障がいの状況等を適切に把握したうえで、子ども一人一人に寄り添った丁寧な支援・指導を徹底することを目指してまいります。

それでは、学校が実施する具体的な取組について、ご説明をいたします。

まず、園・学校長は、学校が目指すべき目標や教育活動の方向性を示す学校経営方針に、学校全体で組織的に取り組む特別な教育的支援について位置づけ、学校全体で子ども一人一人を大切に育んでいけるよう、全教職員に周知してまいります。

また、日常的に教職員同士の円滑なコミュニケーションが図られるよう、教職員の心理的安全性を確保し、必要に応じて、積極的に面談を実施いたします。

次に、園・学校において、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、適切かつ効果的な指導について検討している校内学びの支援委員会の機能強化についてです。

具体的には、校内学びの支援委員会の定例会を年6回開催することに加え、新たな取組といたしまして、委員会の構成員を管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任を必須とし、園・学校が適切かつ効果的な支援指導について、組織的に検討することができるよう、体制を強化いたします。

さらに、教員の子どもに対する支援や指導が不適切な指導となっていないかを併せて確認、検討していくことといたします。

次に、園・学校全体の特別支援教育をリードする特別支援教育コーディネーターの位置付けについてです。

このたび、園長、学校長が指名する特別支援教育コーディネーターの役割を改めて明確にするとともに、学校全体で特別支援教育を推進するため、特別支援学級の教員と、通常の学級の教員が連携して取り組むことができるよう、複数名配置することが望ましいといたしました。

次に、個別の教育支援計画の作成と活用についてです。

個別の教育支援計画につきましては、これまで特別支援学校及び特別支援学級に在籍する子どもについては必ず作成することとし、通常の学級に

在籍する子どもについては、必要に応じて作成することとしておりました。

このたび、新たな取組といたしまして、通常の学級に在籍する子どものうち、療育・医療機関との関わりがある子ども、保護者から配慮の依頼のあった子ども、各学校において、特別な教育的支援が必要と判断した子どもについては、個別の教育支援計画を作成することを原則とすることを明確にし、作成した個別の教育支援計画は、教育委員会と共有し、学校と教育委員会が連携して、子どもの支援・指導に関わっていくことといたしました。

ここまでの、学校が実施する取組となります。

次に、教育委員会が実施する取組といたしまして、教職員の資質向上を図るために、管理職向けに体罰や不適切な指導の根絶に向けた研修を実施するとともに、特別支援学級担当者向けの研修を年1回から3回開催することといたします。

また、園・学校から教育委員会に寄せられる相談等に、担当指導主事に加え、関係する各課の担当者が連携して対応し、管理職や教職員を支えてまいります。

具体的には、心理や福祉などの専門家を含め、チームとなって学校を支援するとともに、新たな取組といたしまして、個別の教育支援計画の効果的な活用の仕方を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、各園・学校へ配布し、効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

続きまして、3 ハラスメント対応の強化をご覧ください。

目指す姿といたしまして、ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける行為であることを肝に銘じ、管理職が中心となって、ハラスメント防止に組織的に取り組むことができるよう、ハラスメント対応の体制強化を図ってまいります。

まず初めに、相談体制の強化についてです。

早期の事実確認や対応を講じる体制を確保できるよう、現行の教職員相談室におけるハラスメン

ト相談に加え、教職員課内にハラスメント専用の相談窓口を新たに設置いたします。

次に、ハラスメント対応フローの策定についてです。

ハラスメントに対する迅速かつ適切な対応を図るため、事案発生から相談・調査・事実認定・措置に至るまでのハラスメント相談対応の流れを整理し、対応フローを策定いたします。

次に、相談窓口の周知強化についてです。

先ほど説明しました2点の取組に加え、ハラスメントになり得る具体例等の情報を一覧化し、悩みを抱えた教職員がいつでも閲覧できるよう、ホームページ上に公開いたします。

次に、管理職のハラスメントへの意識の向上を図る取組についてです。

校長・教頭等の管理職が学校におけるハラスメント行為を防止し、教職員が心身ともに健康に働くことができるよう、管理職の人事評価項目として「ハラスメント」を新たに位置づけ、教育委員会と共有してまいります。

これらの取組を通しまして、各園・学校と教育委員会が密に連携を図り、再発防止に向け、最大限努めてまいります。

●熊谷誠一委員長 それでは、質疑を行います。

●松井隆文委員 ただいま説明のございました点について、私から質問させていただきますが、まず、今回教育委員会から示されました、この体罰、そして不適切指導に係る再発防止策というものを見ますと、特別支援学級に強く着目した取組であるという印象を受けました。

しかしながら、この今回の事案を見ますに、当該教員の資質というものに由来する部分が大いのではないかなというふうにも考えたところがあります。したがって、この同様の事案というのは、通常学級についても起こり得るものでありまして、再発防止策として十分とは言えないのではないかなというふうにも思ったところでありま

す。

そこでまず、一点お伺いしますが、教員全体を対象とした取組を検討してはいかがかというふうに思いますが、いかがか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 教職員全体を対象とした取組について、ご質問をいただきました。

委員ご指摘のとおり、体罰、不適切な指導は、特別支援学級に限らず、通常の学級を含むどの学級においても起こり得る可能性があるため、全教職員で再発防止に向けた取組を進めていく必要があると認識してございます。

教育委員会といたしましては、このたび、各園・学校における全ての子どもの支援・指導の状況を把握するための緊急点検を実施するとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全ての校種、全ての教職員を対象として、適切な支援・指導に係る研修を9月初旬までに実施し、再発防止に向けた取組を進めているところでございます。

今後も、全ての教職員が子ども一人一人の人格を尊重し、子どもの個性を柔軟に受け止め、信頼関係を基盤とした支援・指導に努めていく意識を学校全体で共有していけるよう取り組んでまいります。

●松井隆文委員 あわせて、もう一点お伺いしたいんですが、今回教育委員会が示しましたこの再発防止策は、基本的には不適切指導等の事故が生じてしまったその事後対応が基本となっているものというふうに考えられます。

しかしながら、この児童生徒や保護者の心情を考えますと、こういった状況の学校に通う、また通わせるということは、大変強い不安ですとか、不信感を抱いてもやむを得ないのではないかなというふうに思ったところであります。

そうした意味で、事後対応の前に、まず予防的な取組というのが何より重要ではないかというふうに考えるところでありますので、質問させていただきますが、不適切指導等を未然に、あるいは

早期に防ぐための取組が必要というふうに考えますが、教育委員会としてどのように取組を進めていくのか、お伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 体罰、不適切指導等の未然防止についてでございます。

不適切な指導につきましては、令和4年に文部科学省が具体的に例示しているところではございますが、いまだ教職員の理解が浸透していないと考えられるため、引き続き、教職員への研修等の機会を通じまして、繰り返し周知に努めてまいります。

また、子ども一人一人に応じた適切な支援・指導については、担当教員が抱え込むのではなく、複数の教職員で検討し、組織的に行っていくことが重要であると認識しております。

今後は、子どもへの支援・指導について検討する、校内学びの支援委員会の機能を強化し、学校が組織的に、体罰や不適切な指導を未然に防止する取組を進めてまいります。

●松井隆文委員 次に、ハラスメント対応について、私から一点お伺いをいたします。

学校特有の事情として、教員集団というのが持ちます個々のプロフェッショナル意識というものから、教員が相互に尊重し合うという空気というのがあろうかと思います。そのことから、結果として、何か問題が生じて、教職員が相互に口出しをしないという風土が作り出されて、これが結果的に重大なハラスメントを生んだり、また、防ぐことができないという、その一つの要因ではないかなというふうにも考えられます。

そこでお伺いいたしますが、このハラスメント対策として、相互に問題を指摘し合えるような、この学校文化というものを醸成するための取組というのを検討してはいかがかというふうに考えますが、お伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 教員が相互に問題を指摘し合える学校文化の醸成についてのご質問でございました。

ハラスメントや不適切な指導等の防止に向けては、各職場において、教職員の心理的安全性を確保し、教職員相互の意見交流や、円滑なコミュニケーションが図られるよう、風通しのよい職場環境づくりを進めていくことが重要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、管理職が教職員との定期的な面談に加え、日頃から積極的にコミュニケーションを図るなどして、教職員一人一人の困りや悩みをきめ細かく把握できるよう、このたび通知で改めて働きかけたところでございます。

加えまして、教員が互いに、担当する学級や授業を交換したり、見合ったりする取組などを通して子どもの健やかな成長を支える共通の目的に向かいまして、教員同士が互いの支援・指導の在り方について意見を交流し、高め合える環境づくりを進めてまいります。

●松原淳二委員 私からも、今後の方策ということで、特別な教育的支援の一層の充実について学校等の初動対応、そして教職員の資質向上の取組について伺いたいと思います。

その前に、本件の発端となった当該教員への対応については、当時関係していた校長職にも管理監督責任が認定され、文書訓告処分がなされたとのことでもあります。学校並びに教育委員会としても、当該児童生徒や保護者に対して誠意ある対応を行っていただくよう、求めておきたいと思っております。

それでは、初めに学校等の初動対応について伺います。

当該教諭が在籍した2016年度から2023年度、長きにわたり、そして複数の学校で、複数の児童に対し、体罰や教育的配慮に欠けた不適切な指導が繰り返されていたとのことでもあります。

調査の結果では、認定された事実は15件あったと聞いております。複数の方が関わる中で、当該教諭の行為が見過ごされたことは、組織的、体制

的に問題があったと言わざるを得ないと思っております。特に初期段階での判断、判明した段階での対応、ここに大きな要因があったと考えます。

学校における児童生徒に対する体罰や不適切な指導が長期化、深刻化、複雑化することがないよう、事案の初期の段階で適切に判断、対応していくことが大変重要であると考えます。

そこで質問ですが、学校現場及び教育委員会では、児童に対する体罰や不適切な指導が疑われる事案が発生した場合、初動対応を含めてどのように対応しているのか、伺います。

●菅野教職員担当部長 不適切指導等に関する初動対応を含めた対応体制についてでございますが、学校ではまず、教員や児童など関係者への事実確認を行い、事案の内容に応じて教育委員会に相談・報告するとともに、スクールカウンセラーなどの専門職と適宜連携し、対応しているところでございます。

教育委員会においては、学校からの関係課への相談・報告や、児童生徒・保護者からの少年相談室等への相談により認知しまして、事案に応じて、関係課で対応を協議しながら、初動対応を行っております。

●松原淳二委員 今ほど、疑われる事案があった場合には、まずは学校で事実確認をした上で、教育委員会に相談・報告を行うと。そして、事案に応じて協議して、初動対応をするということでありました。

しかし、当該事案の調査では、管理職の指導・助言が十分にできていなかったとの指摘があったように、学校での事実確認において、適切な指導・助言ができず、かつ校内で共有されず、本来行うべき対応ができていなかったものと考えます。

さらには、教育委員会にも保護者からの相談があったと聞いております。学校に対して聞き取りを行ったものの、取扱いを学校に委ねてしまい、必要な協議には至らなかったことも、本来行うべき

対応と違ったものと考えます。

今回の再発防止策においては、校内学びの支援委員会の機能強化として、不適切指導を検討事項に位置づけるなど、学校の対応体制を一定程度、明確化したものと認識します。その上で、教育委員会においても、重大事案への初動の対応フローと、その体制を明確にすべきと考えます。

加えて、今回調査にも関わっていただいたような弁護士等の専門家を、初動の段階から関わらせることも重要と考えます。

そこで質問ですが、重大事案が発生した際の初動対応のフローを明確化するとともに、その体制を構築していくことの必要性について、どう認識するのか伺います。

●菅野教職員担当部長 対応フローの明確化及び体制構築についてでございますが、教育委員会としましても、初動段階での迅速かつ総合的・多面的な検討と対応策を講じるための枠組みの重要性を認識しているところでございます。

現状におきましても、事案に応じて、スクールロイヤーと連携して対応しているところでございますが、こうした弁護士等、外部の専門職の知見の活用も含めた体制強化の検討を進めるとともに、教育委員会において、確実かつ速やかな情報共有体制や関係課の連携強化の取組について、検討を進めてまいりたいと考えております。

●松原淳二委員 しっかりと検討を進めていただきたいと思います。

やはりいじめへの対応と同様に、初期の段階で適切に判断・対応するといったことの重要性をやはり全体共有をしていただいて、実効性ある体系化に向けて、検討を求めていると思いますし、先ほどハラスメント対応のところでもあったように、対応フローといったことを明確にするといったことが本当に重要だと思いますので、引き続き検討を進めていただきたいと思います。

次に、教育委員会が実施する取組の教職員の資質向上について伺います。

教職員の資質向上を目指すことは、教育の質を高める上で、極めて重要であると認識しております。

しかし、多くの教職員は、児童生徒たちに真摯に向き合い、日々研さんに励んでいます。決して、本件当該教諭のような方ばかりではありません。

そのようなことから、体罰や不適切な指導の根絶の重要性は理解するものの、研修等の取組が他人事と捉えられては意味がないと思います。自分事として捉えることができるような内容となるよう、求めておきたいと思います。

その上で、現在、教職員が抱える日々の業務の多忙さは深刻であり、この間、我が会派でもその点について指摘をさせていただいております。

既に多くの研修などが課せられている状況において、新たな研修のための時間を捻出することは困難と推察します。このような状況下で、さらに研修が課せられたとしても、教職員がその内容を十分に消化し、実務に生かせるような、身になる研修といったことになるのか疑問を感じるところであります。

教職員が研修に時間を割くためには、既存の業務負担の軽減や、研修そのものの見直しが必要不可欠であると考えます。

そこで質問ですが、教職員が参加しやすい研修の在り方についてどう考えるのか、お伺いいたします。

●菅野教職員担当部長 教職員が参加しやすい研修の在り方についてでございますが、教職員が参加する研修については、今日的課題に対応して、知識やスキルをアップデートし、日常の教育実践に直接つながっていくことから、大変重要であると認識しております。

教育委員会としては、教職員の負担や、研修内容、研修の目的を考慮して、集合型、オンライン型、オンデマンド型等、研修形態を工夫するとともに、参加型の研修においては、授業や学校業務

への影響が少なくなるよう人数を絞り、参加できなかった教職員についても、同じ内容を動画研修にて受講できるよう工夫しているところでございます。

加えて、研修に参加する教職員の動機を高めるため、テーマを基に、教職員同士で協議や交流する場を設定するなどし、受講者が困りや悩みの解決の糸口を見つけられるよう取り組んでいるところでございます。

今後も教育委員会としては、教職員の負担軽減に配慮しながら、参加しやすく、身になる研修の実施に努め、教職員が主体的に学び続けることができるよう支えてまいります。

●松原淳二委員 今ほど、オンライン型であったり、オンデマンド型の工夫といったお話であったり、動機を高めるといったこともお話がありました。特にオンライン、オンデマンドについては、参加しやすい環境づくりといった点では理解をするものの、やはり実感としての負担軽減といったものにはつながらないもの、また、内容の充実といったことも、やはり負担感には変えられないものがあるかなと思います。やはり実感としての負担感の軽減といったことには、さらなる工夫が必要だと考えます。

今回の再発防止策を行うに当たっては、一方的に、学校に取組を求めるのではなく、教育委員会として、しっかり支援を行うことがやはり重要であると考えます。

実効性という観点では、今回示されました特別な教育的支援の学校経営方針への位置づけや、個別的教育支援計画の作成の原則化なども、単に形式的なものにとどまらない、実体を伴った取組とするための工夫が必要と考えます。

そこで質問ですが、学校における再発防止の取組を実効性のあるものにするため、教育委員会として、どのように学校を支援していくのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 学校支援の方法に

についてのご質問でございました。

管理職が、リーダーシップを発揮して学校経営を行うことができるよう、節目節目に、管理職と教育委員会指導主事が子どもへの支援や、個別の教育支援計画の活用状況などの情報を共有することなどを通して、学校が教育委員会に相談しやすい関係づくりの構築に努めてまいります。

また、教育委員会といたしましては、支援が必要な状況を把握した際には、心理や福祉等の専門家も含めて、チームとなって、複数名で学校支援を進めていくことで、学校とともに支援の在り方について考えていけるよう、引き続き、伴走支援の一層の充実を図ってまいります。

●松原淳二委員 今回の当該事案が長期、複数にわたってしまったことを踏まえて、やはり体系的に取り組むことについては、重要性を認識していただいているものだと思います。

先ほどの質疑の中でもありましたけれども、今回のものについては、特別支援学級に限ったものではないということであろうかと思しますので、やはりこの点については全体化することを求めているとおきたいと思います。

最後に、冒頭に求めていたように、当該事案は関わった児童も複数名おり、児童並びに保護者へ及ぼした影響は大変大きいものと考えます。

現在、管理監督者としての不備や瑕疵を認め、謝罪も行われていると聞いておりますが、引き続き、関係する方々への謝罪や広い範囲での子どもたちに寄り添った対応を求めているとおと思います。

また、心のケアといった点でも、計画的なケア、保護者などの意見も聞きながら、継続的に行うよう求めて、私からの質問とさせていただきます。

●福田浩太郎委員 このたびの体罰、パワハラ事案につきましては、率直に言いまして、大変に残念でありました。長期にわたって対処をしてこなかったものであり、被害に遭われた方に与えた苦

痛、不利益は取り返しがつかないものでございます。

体罰は肉体的苦痛を与えるものでありまして、判別が容易であろうというふうに思います。明らかに悪いということが分かるわけですが、不適切指導やハラスメント、これは線引きが難しく、分かりづらいものであります。そのため、放置してしまうことは、どこでも起こり得るところというふうに思います。

報告書にありますように、体罰、不適切指導については、管理職の対応が問題であったのであり、パワーハラスメントについては、管理職を指導し、起きた場合に対応できる体制を整備すべき札幌市教育委員会に、根本的な原因があったという指摘を重く受け止めて、対策を講じなければならないと考えます。

今後なくしていけるように、対応強化について、私からも何点かお尋ねしたいというふうに思います。

最初に、特別な教育的支援の一層の充実についてということで、私からは、特に専門職の活用について、お伺いしたいというふうに思います。

このたびの体罰、不適切指導事案につきまして、長期間にわたって見過ごされてきたということ、さらには、問題視するよりも、当該教諭の厳しい指導を積極的に評価をする風潮が存在していたということでございます。信頼関係の構築ではなく、力で管理をすることであり、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るものではありません。

ただ、一方で昨今、児童の発達課題の増加がございます。個別対応を行う教員の負担は大きく、専門性を要する支援、感覚統合や日常動作訓練のことでもありますけれども、これについては限界があるということも懸念がされるところでございます。

例えば、発達特性への理解と対応は、大変に難しいところがございます。発達障がい、例えばA

SD、いわゆる自閉スペクトラム症、またADHD、またLDなど、これらは個性が高く、症状や困難の現れ方が児童によって大きく異なるものであります。

しかしながら、教員養成課程では、発達障がいに関する体系的な教育が限定的でありまして、行動の背景にある神経発達や感覚処理の課題への理解が不十分なまま、我慢不足のためしつけが必要などと捉えてしまうこともあります。

また、特別支援学級の担任でも、複数の障がい種別や重度対応が同時に求められ、負担が非常に大きいことは聞いております。

先月、熊谷委員長と大阪府門真市へ、特別支援教育におけるリハ専門職の活用について、先進事例を調査してまいりました。

門真市では、肢体不自由児の機能訓練と環境整備に助言をもらうため、医師の指示の下、アセスメントや指導・助言を、生徒一人につき、週1回から月1回程度、1回当たり6時間、しっかりと学校へ訪問巡回し支援をしており、確かな成果が得られているとのことでありまして、今後は発達障がいなど、他の障がいにも広げていきたいとのことでありました。

このことから、発達、行動、生活、運動、言語など、多面的な課題に対して、環境の整備と適切な指導には、専門職の支援は不可欠であると考えます。

そこで質問であります、札幌市における発達に特性を持つ児童生徒への支援体制の強化を目的とし、理学療法士など、リハ専門人材を学校現場に巡回させるなど、感覚統合、姿勢保持の生活動作、行動面の支援などを行うことで、子どもたちの学習や生活のしやすさを向上させ、特別支援教育の充実に努めるべきと考えますがいかがか、伺いたします。

●喜多山児童生徒担当部長 専門職の活用についてでございますが、近年、地域の学校に、医療的ケアが必要な子どもや、多様な教育的支援を必

要とする子どもが増加傾向にあり、理学療法士や作業療法士という専門職の活用は重要と認識しております。

本市においては、5校あります市立特別支援学校が、市内の小中学校等の要請に応じて、専門性を生かした助言や、教材・教具を提供した支援等を行うセンター的機能を果たしているところでございます。

市立札幌豊成支援学校及び市立札幌北翔支援学校においては、在籍する子どもたちの状態から、理学療法士と作業療法士を配置しておりまして、市内の小・中学校が専門的な知見を必要とする場合には、両校に配置している専門職を派遣するなどして、各学校での支援が適切に行われるよう取り組んでいるところでございます。

今後、専門的な知見を取り入れた支援の効果等について、各学校への周知をより一層進めるとともに、多様なニーズに応えられるよう、専門職を活用した支援の充実に努めてまいります。

●福田浩太郎委員 最後に、まとめて要望を申し上げます。

次に、パワハラ事案についてでありますけれども、ハラスメント対応の強化について、私からは、特に教職員の意識の向上と具体的なルールの明文化について、お尋ねしたいというふうに思います。

こちらにつきましても、2018年にパワハラがあり、認識をされていたにもかかわらず、適切な対応が取られなかったということで、大変残念な事案でございます。

ここでも、パワーハラスメントを行った当該教諭の行いを仕方がない、また、押しが強いなどと容認、時によっては積極評価をするような管理職や同僚教諭、さらに札幌市教育委員会の風潮というものがなかったのかということは厳しく問いたいというふうに思います。

職場におけるパワーハラスメントとは、地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範

困を超えて精神的、肉体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為のことを言います。パワーハラスメントを受けた方が、主観的にパワハラと感じても、業務の適正の範囲であれば問題がないということもございます。ただし、業務指導との線引きが難しいため、実際には明らかな暴力や言動の内容、程度などから、人格否定となるような精神的な攻撃について、パワーハラスメントとして認定しているケースが多いというところでございます。

このように、パワーハラスメントかどうかの判断が難しいケースは大変に多く、世代間で違いがありまして、また、さらには個々の経験、価値観によって受ける印象に違いがあるということも承知しております。

例えば、資料を投げつけるなどの強い行為は、ベテラン教諭からすれば、若いときに過去の先輩から受けた言動を同じように行う場合もあるかと思いますが、若い世代には耐えがたいものでございます。

こうした問題の解消には、教職員それぞれが、自身の言動が現代社会通念、つまり常識で判断した場合に問題があるかどうか、常に振り返る必要があると考えます。

そこでお尋ねをいたします。

ハラスメント問題解消には、教職員全員がハラスメントに対する正しい知識を持つことが重要と考えますが、ハラスメントの定義、具体例、与える影響などについて学ぶなど、教職員の意識向上にどのように努めていくのか。また、教育委員会においては、学校職員のハラスメント防止等に関する要綱を策定しておりますが、ハラスメントの防止に関する概括的な規定にとどまっているため、どのような行為がハラスメントに当たるのかをより具体的に示すなど、一層のルールの特明確化を行うべきと考えますがいかがか、お尋ねをいたします。

●菅野教職員担当部長 ハラスメント対応の強

化についてでございますが、1点目の教職員の意識向上について、委員ご指摘のとおり、ハラスメントに関する正しい知識を持つことは重要であると認識しております。

これまでも毎年、全職員を対象としたハラスメントに関する研修会を開催するなどの取組をしてきたところでございますが、より具体的な事例を取り入れた実践的な研修内容にするなど、工夫を凝らし、さらなる教職員の意識向上に努めてまいりたいと考えております。

また、特に管理職に対しては、ハラスメント事案発生時の適切な対応方法や、日頃からの予防措置に関する研修を強化し、早期発見、早期対応の体制強化に努めてまいります。

2点目のルールの明確化についてでございますが、ハラスメントの防止については、学校職員のハラスメント防止等に関する要綱を定め、毎年研修会を開催するなど、様々な取組を進めてきたところでございます。

今回、ハラスメントに当たり得る具体例について、札幌市の公式ホームページに掲載したところでありますが、今後の取組として、より具体的な例などをまとめた冊子を作成し、ホームページでの閲覧を可能にするなど、参照しやすい形で提案することで、より一層、ルールの明確化を図ってまいりたいと考えております。

教職員一人一人がハラスメントに対する意識を高め、ハラスメントのない学校づくりに努めてまいります。

●福田浩太郎委員 ぜひハラスメントのない学校づくりに、しっかり取り組んでいただきたいということをまず申し上げることと、あと専門職の活用につきましては、先ほど、市立の特別支援の学校の専門職を活用するというようなお話でございましたが、ただでさえ、その現場もお忙しい専門職の方が多いというふうに思いますので、まず状況をよく見ながら、札幌市として、より一層、専門職の活用が必要かどうか見極めていただ

いて、強化していただく必要があるのではないかと
いうことを申し上げ、今後とも私のほうも、
しっかり注視していきますということを申し上げ
て、質問を終わります。

●小形香織委員 私からも質問いたします。

このたび、市教育委員会が依頼した弁護士による調査、この結果を見ました。ざっと、椅子を蹴るだとか、あるいは大声で叱責する、それから、学校へ行き渋る児童を、パジャマ姿のまま手首を引っ張って登校させようとしたというようなことなどが記載されておりました。

私もこうした行為は不適切だったというふうに考えておりますし、当該職員の懲戒処分というのは当然のことだと考えております。同時に、これは一人の教師の抱えていた問題というふうにとどまらないで、やはり学校現場、あるいは教育委員会全体が内包していることだろうということも感じております。

とりわけ、特別支援学級ですから、子どもたちに対して、最も適切な教育というのがなされなければなりませんし、このたび教育委員会が示している再発を防ぐための手だてというのは急がれる課題だと思っております。

特別支援学級の子どもたちというのは、様々な障がいを持っております。どの段階で、障がいを持っていると分かったかなど、いろいろあって、本市では、サポートファイルさっぽろというのを作っておりますね。そして、そこの中には、障がいの内容だとか、あるいはその子の性格だとか、それから家庭の環境、生育歴といったものを、病気の有無だとか相談してきたその中身だとか、そういうことが、このサポートファイルさっぽろに書かれていて、教育現場においては、このサポートファイルさっぽろをベースにして、個別的教育支援計画を必ず作成しなければならないということになっているわけです。

今回の件で被害に遭った子どもたちというのも、それぞれ一人一人に、そうした個別的教育支

援計画というのがあったはずなわけです。なぜ、この具体的な計画があっても、7年間にわたって、この不適切な指導が行われてきたのかということと考えますと、私はまだ、その子その子の持っている状況、障がいの中身だとか、今言ったようなことに対する理解、それにふさわしい教育実践、それらを全体で共有するという点で、不十分なことが多いのではないかというふうに感じております。

それで、この今後の対応強化という資料をいただきますと、個別的教育支援計画の作成・活用というところの欄に記載されておりますけれども、活用における現状、あるいは課題というのはどのようなものか、伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 個別的教育支援計画の作成及び活用における現状と課題についてでございますが、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している子どもについては、全ての子どもを対象に計画の作成が進み、個に応じた支援に努めているところでございます。

一方、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする子どもについては、作成が十分に進んでいない現状があったことから、先般、学校に対して、原則、個別的教育支援計画を作成し、支援に生かすよう求めたところでございます。

また、学校からは、計画の効果的な活用方法に関する相談が多く寄せられておりまして、教育委員会として、計画の活用に係る具体的な手だてや支援方法等を示すなどして、学校を支援していくことが課題であると認識しております。

●小形香織委員 このたびは、特別支援の学校や学級だけではなくて、通常の学級でもそれぞれ必要に応じて、判断によって、個別の市教育支援計画を作成していくんだということで、それそのものは非常に大事なことだというふうに思っております。

しかし、今までも特別支援学級に対しては、個

別の教育支援計画というのが必須だというふうにされていたけれども、実際には、このたびの弁護士指摘によると、15件にわたる不適切な対応があったということでもありますから、今、ほかの委員の皆さんも、それぞれ資質の問題だとか、予防的な対応だとか、いろいろとご指摘がありましたけれども、せっかく計画を作成していても、教員自らがこの実践をどういうふうにやっていくのかと、正しくというか、適切にその子の障がいの状況などを把握しているのか、そのことに対する教育実践が本当になされているのかということを自らが問い直すこと、あるいはほかの教員からの意見を自分の中に組み入れていくというんですかね、そういうようなことを自分の中でも改め、それから、教員のお互いの関係の中でも意見を言い合っていくと、今皆さんが質問されたことというのは、その具体的な質問だと思いますけど、これらのことが、私は大変大事なことだと思います。

そういう質の強化、一言で質というのをどういうふうに高めるかというのは、いろいろ難しいこともあると思うんですけれども、やはり質を高めしていくということを同時にやっていかなければ、計画だけを立てても、やはり実りのあるものにはならないだろうというふうに思っております。

そして、その計画を立てたときに、この教育委員会がその学校や、あるいはその学校で特別支援教育がちゃんと行われているのかどうかということ把握していくということも大事だろうと思っていますし、そういう学校全体を教育委員会が支えていくということが必要だろうと、私は思っております。

それで、今回の対応強化策の中では、個別の教育支援計画は教育委員会と共有するというふうに記載がなされております。学校と教育委員会と、この個別の教育支援計画を共有するというところで、教育委員会は、今後どのようにこの取組を進めていこうとお考えなのか、伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 今後の教育委員会の取組についてでございますが、今後につきましては、どの学校においても、個別の教育支援計画を活用した子どもへの適切な支援を一層進めていけるよう、効果的な活用事例をまとめたリーフレットを作成し、学校へ周知してまいります。

また、各学校の特別支援教育コーディネーターを支える役割を担う特別支援教育巡回相談員が、各学校の校内学びの支援委員会に参加し、個別の教育支援計画に基づいて、実態把握や支援内容、評価等を教職員と情報共有や意見交換する機会を設けるなど、組織的な支援体制の強化を図ってまいります。

教育委員会としては、これらの取組を通じまして、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援につながるよう、学校全体で取り組む特別な教育的支援の充実を図ってまいります。

●小形香織委員 私もいろいろと、特別支援学級を持っている先生から時々お話を伺っていて、非常に多忙である、大変細かい対応までしなければならないということで、目まぐるしい毎日だということを聞かせていただいたり、あるいは支援学級に預けようと思う親からは、本当に大丈夫だろうか、うちの子に合った対応をしてくれるだろうかという不安なども、やっぱりお聞きすることが割と多いんですね。

学校も忙しいし、このたびは教育委員会が共有して支えていくという点では、教育委員会の役割も大きくなるだけに、また忙しくなるだろうということも思っておりますけれども、やはり今の社会環境の中では、何といっても子どもたちが、自分たちらしく、生き生きと成長していくということで、やはり本市が大事にしている人間尊重の教育というのが、教師の間でも、教育委員会と学校との間でも、しっかりとそのことを確認しながら実践が行えるような、そういうことに努力されることを求めまして、質問を終わりたいと思います。

●熊谷誠一委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長　なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を終了いたします。

閉　会　午後１時54分